平成２８年（フ）第１２０号
広島市西区庚午北２丁目４番12―303号
債務者　大野　真理
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３０号
広島市中区舟入川口町10番28号
債務者　天池　　進
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３１号
広島市中区舟入川口町10番28号
債務者　天池ひろみ
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３８号
広島市安佐北区落合南３丁目32番９―102号クレールＴＩ
債務者　武内　綾子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０号
北海道小樽市稲穂２丁目６番10号　ゆうとぴあ稲穂Ⅲ103、前住所札幌市中央区南７条西６丁目７番地６　ジュエルタワー403号
債務者　木村　貴代
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第７６号
新潟市西区小針３丁目38番７号
債務者　遠藤　昭俊
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８号
新潟市西蒲区巻甲1780番地２　県営住宅111号室
債務者　丸山真由美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
新潟市秋葉区古田608　介護老人保健施設健進館、住民票上の住所新潟市秋葉区美幸町３丁目５番23号
債務者　保科　絹枝
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０１号
新潟市中央区上所中２丁目16番３号　ガーデンヒルズ上所中Ｂ
債務者　山田　宏幸
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
新潟市西区青山４丁目４番20号　メゾン青山台502
債務者　村田　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
新潟市中央区寄附町4994番地　コーポマロン101号
債務者　栗林　明子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
長野県松本市桐３丁目７番４－２号
債務者　大澤　知史
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１８号
岐阜県美濃加茂市西町５丁目211番地１　イーグルビレッジＢ棟102号
債務者　岩井美和子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第８７号
三重県津市相生町221番地
債務者　稲垣　貴之（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５号
三重県伊賀市大内809番地の５　ノアーズアーク503号、住民票上の住所三重県名張市つつじが丘南５番町130番地
債務者　狩谷　　豊
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１８４号
兵庫県尼崎市昭和通６丁目203番地　メゾン出口301、前住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目46番地の１　ユニハイム園田１―705
債務者　アセンダントこと　石丸　和彦
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目30番16号　南武マンション303号
債務者　奥　　和義
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係